

市指定ごみ袋 臨時措置

8月31日 月 で終了

市指定ごみ袋の流通が回復してきたため、市指定ごみ袋以外の袋でも可燃ごみを出せる臨時措置は、令和8年8月31日（月）で終了します。

9月1日（火）以降の可燃ごみは、市指定ごみ袋をご使用ください。

注 意 事 項

■ すでにお持ちの透明・半透明の袋による可燃ごみは9月19日（土）まで収集しますが、以降は市指定ごみ袋以外の袋で可燃ごみを出されると収集されません。

■ 透明・半透明の袋は、有価物回収で古着や毛布をお出しする際に、お使いいただけます。

■ 有価物の分別・食品ロスを減らすことで、可燃ごみ袋の削減につながります。ご協力をお願いします。

■ 市指定ごみ袋の過度なご購入はお控えください。



問い合わせ先

船橋市 資源循環課 ☎047-436-2433